

令和4年度第1回湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会

日時 令和4年9月1日(木)

15:00～16:00

場所 湯梨浜町役場 講堂

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 地域包括支援センター運営協議会について

(3) 令和3年度事業報告について

(4) 令和4年度事業経過について

①令和4年度事業経過について

②令和4年度指定居宅介護支援事業所の指定について

(5) 成年後見制度利用促進基本計画について

(6) その他

4 閉会

湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年2月28日

告示第8号

改正 平成18年4月1日告示第13—5号

平成19年3月30日告示第40—2号

令和2年3月6日告示第15号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定により設置する湯梨浜町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な運営並びに公正及び中立性の確保に関し、必要な事項を調査、協議するため、湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(運営内容)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員確保に関する事
- (4) 地域包括ケアに関する事
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、センターの公正及び中立性を確保する観点から、保健、福祉及び医療について見識を有する次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉協議会関係者
- (3) 各種団体代表
- (4) 介護者代表
- (5) 指定介護サービス事業者
- (6) 介護サービス従事者
- (7) 医師
- (8) 県福祉保健関係職員
- (9) その他町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず本告示施行後の最初の委員の任期は、平成18年2月28日から平成20年3月31日までとする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、解任されるものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

2 協議会は、任務を遂行するため必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、地域包括支援センターに置く。

(会長への委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年2月28日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日告示第13—5号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

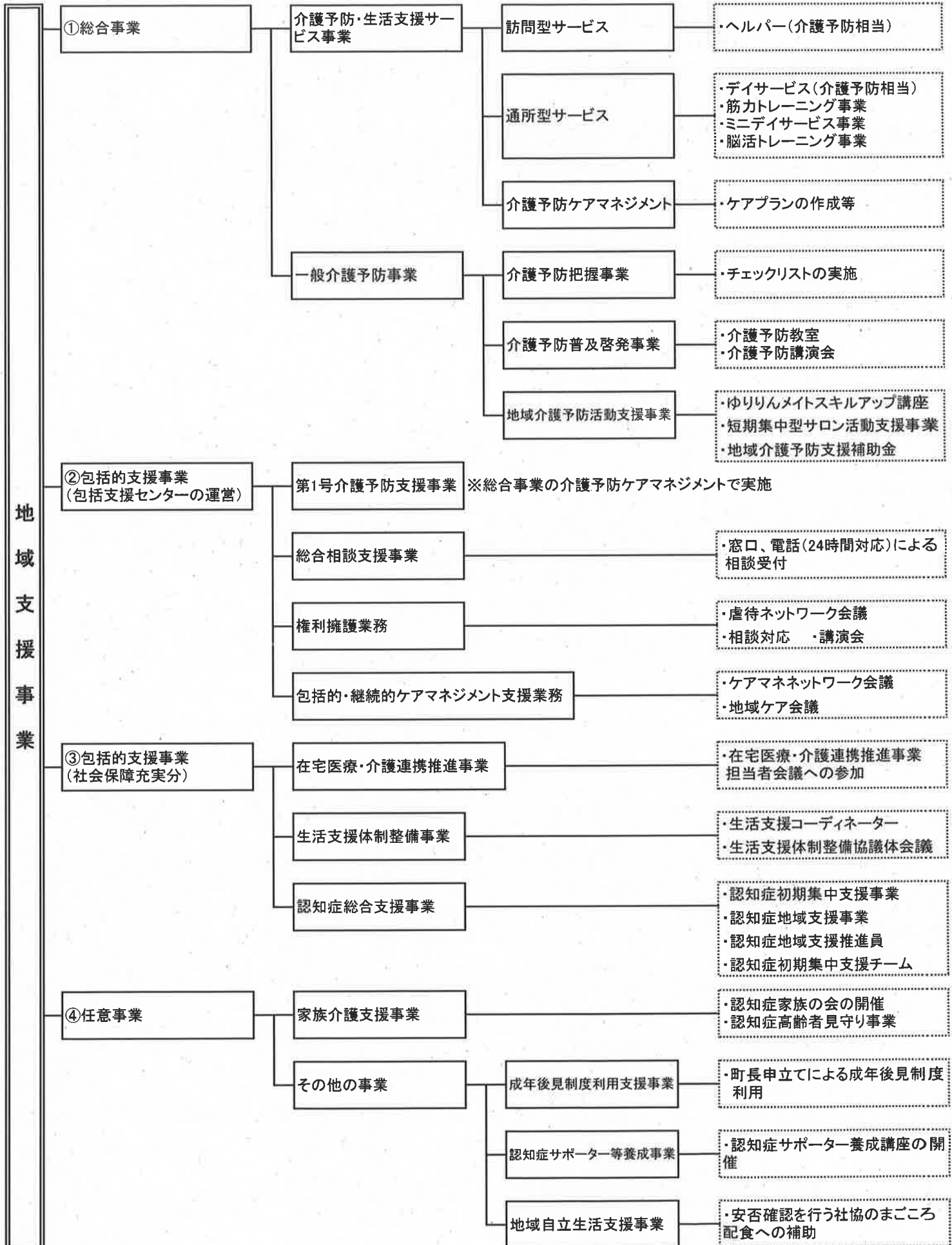
附 則 (平成19年3月30日告示第40—2号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

湯梨浜町地域包括支援センターの業務



【指定介護予防支援事業所としての業務】

介護予防支援事業 … 予防給付(通所リハビリ・福祉用具貸与など)を必要とする要支援認定者に対するケアプランの作成等を行う。3 -

地域包括支援センター運営協議会について

(厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋)

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第2号ロ）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

●所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

【地域包括支援センターの設置運営について3(1)より抜粋】

市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

(例)・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応

・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築

・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進

・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり

・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制におけるセンターの位置づけや役割

イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

(例)・認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認

・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

(例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催

・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進

エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

(例)・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

オ ケアマネジメント支援の実施方針

- (例)・介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等）
・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催
・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけ

カ 地域ケア会議の運営方針

- (例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法
・センターが実施する地域ケア個別会議の目標

キ 市町村との連携方針

- (例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催

ク 公正・中立性確保のための方針

- (例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録
・運営協議会への報告、説明等への協力

ケ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

③ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
- c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- d その他運営協議会が必要と認める書類

湯梨浜町の高齢者の現状

1 人口及び高齢化率

項 目	H22	H27	R2	H30	R 元	R2	R3
総人口	17,029 人	16,550 人	16,062 人	16,856 人	16,748 人	16,695 人	16,553 人
65 歳以上	4,590 人	4,958 人	－	5,227 人	5,286 人	5,384 人	5,389 人
高齢化率	26.95%	30.00%	－	31.01%	31.56%	32.24%	32.55%

←

国勢調査

→

←

年度末人口

→

2 要介護・要支援認定者数及び要介護認定率

(単位：人)

介護度	H27		H28		H29		H30		R 元		R2		R3	
	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
要支援 1	42	1	33	2	42	2	58	1	48	1	41	1	32	0
要支援 2	112	6	83	4	99	3	98	2	101	1	105	1	103	1
要介護 1	176	3	179	1	186	1	196	0	191	0	219	1	192	1
要介護 2	184	5	201	7	203	6	191	6	204	6	218	5	242	6
要介護 3	166	4	155	5	135	2	136	1	134	2	137	0	158	2
要介護 4	139	2	138	4	124	1	125	0	115	0	136	2	134	2
要介護 5	80	2	75	1	86	3	75	3	92	2	95	3	89	4
計	899	23	864	24	875	18	879	13	885	12	951	13	950	16
認定率	18.1%		17.1%		17.1%		17.2%		17.2%		18.2%		18.2%	

※各年度末の人数

3 要介護・要支援者のうち、認知度がⅡb 以上の方

	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
Ⅱb	307 人	349 人	393 人	350 人	379 人	343 人
Ⅲa	171 人	182 人	189 人	202 人	213 人	249 人
Ⅲb	36 人	37 人	22 人	36 人	37 人	46 人
Ⅳ	51 人	45 人	43 人	53 人	66 人	55 人
M	3 人	4 人	1 人	1 人	3 人	4 人
計	568 人	617 人	648 人	642 人	698 人	697 人

※各年度末の人数

Ⅱb	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる
Ⅲb	夜間を中心に上記の状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障をきたす症状や行動が見られ、常に介護を要する。
M	せん妄、妄想、興奮、自傷など精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態

4 事業対象者の状況

利用サービス	R 元	R2	R3
介護予防相当サービス	34 人	32 人	38 人
筋力トレーニング事業	102 人	75 人	104 人
ミニデイサービス事業	63 人	26 人	19 人
脳活トレーニング事業		15 人	23 人

※介護予防相当サービスは年度末利用者数。それ以外は年度内利用者実人数。

○事業対象者とは運動機能や認知機能の低下などに関する 25 の質問事項で対象者の状態を確認する「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた者。要支援 1 に相当する。

5 介護予防把握事業によるチェックリスト実施結果

【対 象 者】 65歳以上（要介護・要支援認定、事業対象者でサービスを受けている者を除く）

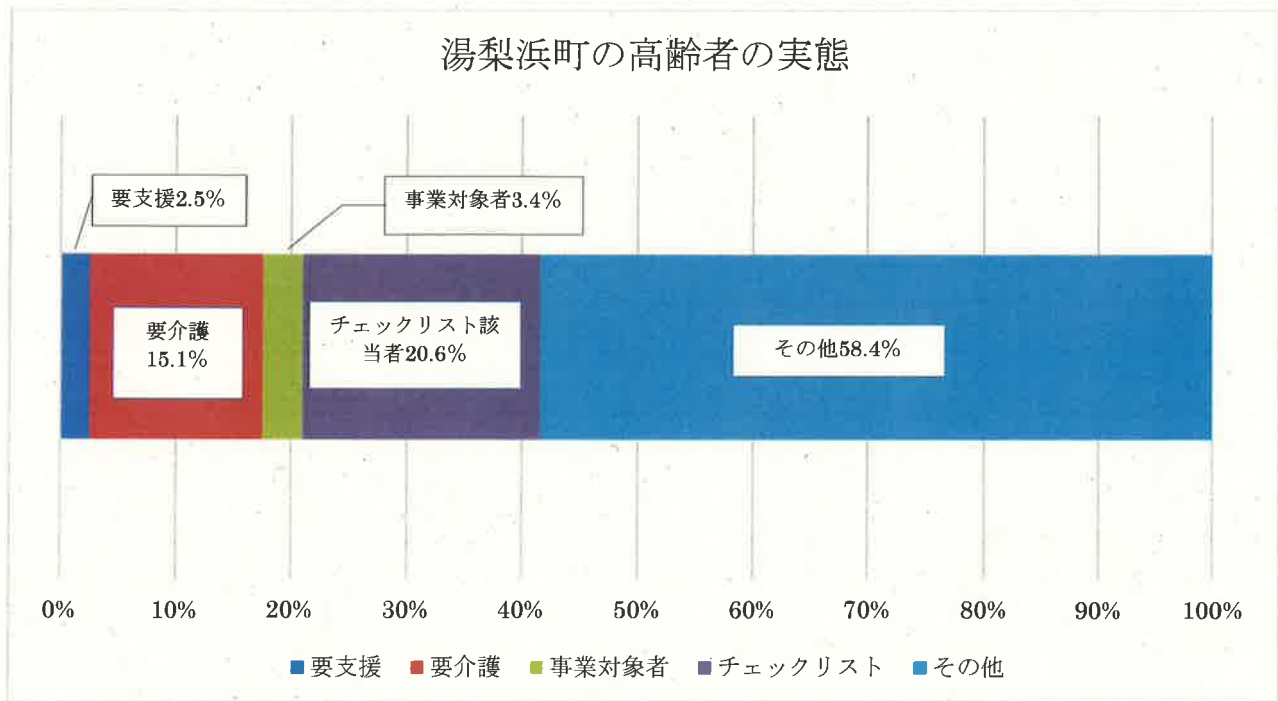
【回 収 率】 対象者 4,190 人に対し、2,830 人が回答。（回収率 67.5%） 内有効回答者 2,740 人

【実施結果】

※複数の項目で該当あり

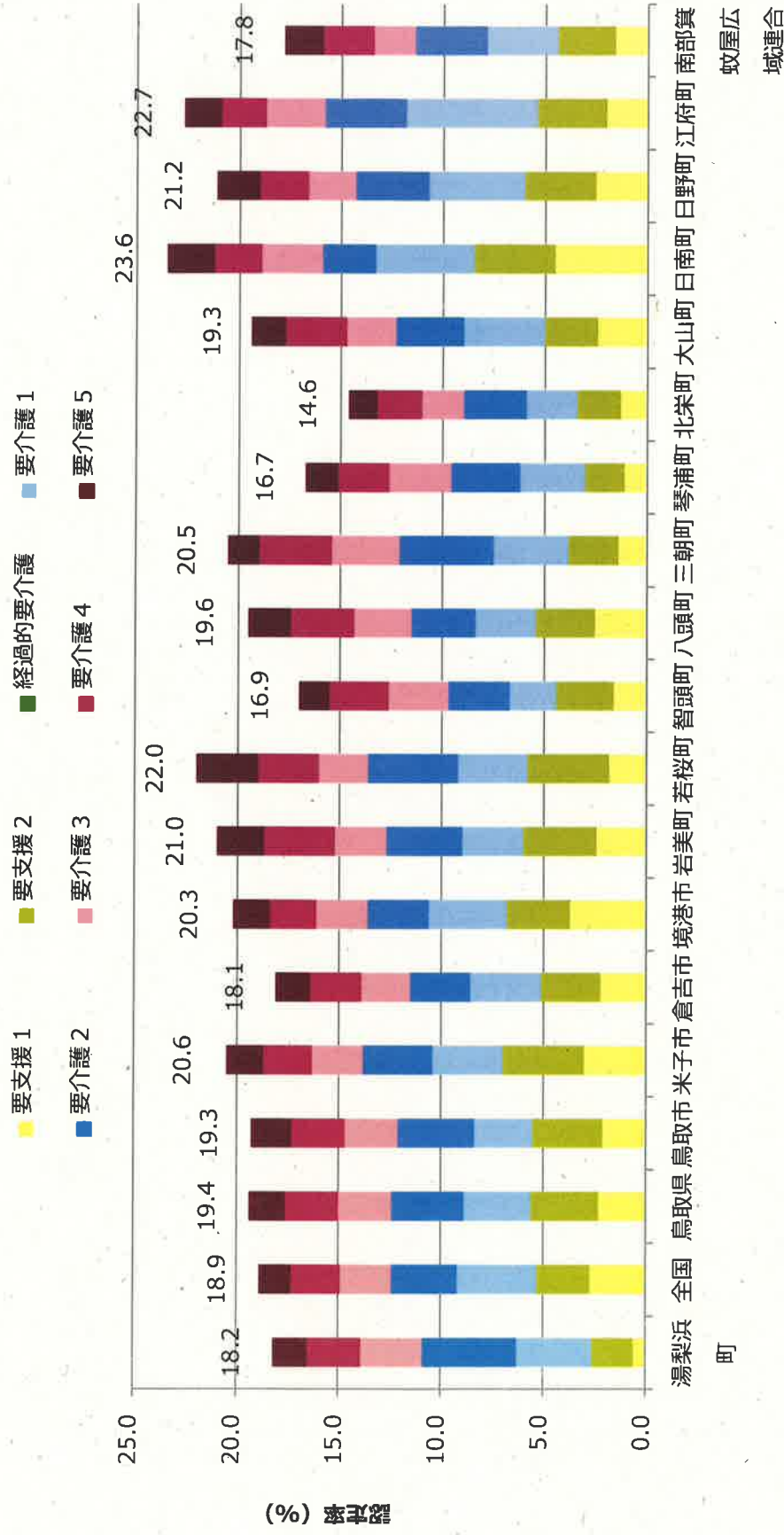
項目	基準	該当者数	割合
①総合	うつ以外の 20 項目のうち、10 項目以上に該当	88	3.2%
②運動器	運動器の 5 項目のうち、3 項目以上に該当	380	13.9%
③栄養改善	栄養改善の 2 項目すべてに該当	12	0.4%
④口腔機能	口腔機能の 3 項目のうち、2 項目に該当	304	11.1%
⑤閉じこもり	閉じこもりの No.16 に該当	69	2.5%
⑥認知	認知 3 項目のうち、いずれか 1 項目に該当	454	16.6%
⑦うつ	うつの 5 項目のうち、2 項目以上に該当	444	16.2%
いずれかに該当		1,108	40.4%

6 湯梨浜町の高齢者の現状



認定率（要介護度別）（令和3年(2021年)）

資料-2



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

令和３年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実績

目標１ 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

１ 介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援事業

事業内容	要介護状態等になることを予防するため、総合事業対象者及び要支援認定者に対するケアマネジメントを行い適切なサービスの調整を行う。																																																								
計 画	【予算】（委託分・1月あたり） ・介護予防ケアマネジメント 42 件 ・介護予防支援 81 件																																																								
実 績	【委託分】 ・介護予防ケアマネジメント 年間 468 件（1月あたり 39 件） ・介護予防支援 年間 927 件（1月あたり 77 件）																																																								
	<table><tr><th>項 目</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>介護予防ケアマネジメント （介護予防相当サービス）</td><td>41</td><td>44</td><td>45</td><td>43</td><td>39</td></tr><tr><td>介護予防支援</td><td>74</td><td>79</td><td>83</td><td>79</td><td>77</td></tr><tr><td>計</td><td>115</td><td>123</td><td>128</td><td>122</td><td>116</td></tr></table>						項 目	H29	H30	R1	R2	R3	介護予防ケアマネジメント （介護予防相当サービス）	41	44	45	43	39	介護予防支援	74	79	83	79	77	計	115	123	128	122	116																											
	項 目	H29	H30	R1	R2	R3																																																			
	介護予防ケアマネジメント （介護予防相当サービス）	41	44	45	43	39																																																			
	介護予防支援	74	79	83	79	77																																																			
	計	115	123	128	122	116																																																			
	【委託事業所】 12 事業所																																																								
	<table><tr><th>事 業 所 名</th><th>住 所</th></tr><tr><td>湯梨浜町社会福祉協議会居宅介護支援事業所</td><td>湯梨浜町泊 1085-1</td></tr><tr><td>居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷</td><td>湯梨浜町野花 443-1</td></tr><tr><td>介護老人保健施設 ハワイ信生苑</td><td>湯梨浜町はわい温泉 58-5</td></tr><tr><td>居宅介護支援事業所 キラリ</td><td>倉吉市見日町 491</td></tr><tr><td>アロハ居宅介護支援センター あずま園</td><td>湯梨浜町光吉 107-35</td></tr><tr><td>居宅介護支援センター ル・サンテリオン</td><td>倉吉市山根 55-233</td></tr><tr><td>ライフケア居宅介護支援事業所</td><td>湯梨浜町田後 224-1</td></tr><tr><td>在宅介護支援センターせいわ</td><td>倉吉市上井 300</td></tr><tr><td>ホームケアサポートサービス Esola</td><td>湯梨浜町長江 310-76</td></tr><tr><td>居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条</td><td>北栄町土下 123-1</td></tr><tr><td>居宅介護支援事業所ふくもり</td><td>倉吉市福守町 452</td></tr><tr><td>いきいき居宅介護支援事業所</td><td>米子市灘町 3-65</td></tr></table>						事 業 所 名	住 所	湯梨浜町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	湯梨浜町泊 1085-1	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷	湯梨浜町野花 443-1	介護老人保健施設 ハワイ信生苑	湯梨浜町はわい温泉 58-5	居宅介護支援事業所 キラリ	倉吉市見日町 491	アロハ居宅介護支援センター あずま園	湯梨浜町光吉 107-35	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根 55-233	ライフケア居宅介護支援事業所	湯梨浜町田後 224-1	在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井 300	ホームケアサポートサービス Esola	湯梨浜町長江 310-76	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	北栄町土下 123-1	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町 452	いきいき居宅介護支援事業所	米子市灘町 3-65																									
	事 業 所 名	住 所																																																							
	湯梨浜町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	湯梨浜町泊 1085-1																																																							
	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷	湯梨浜町野花 443-1																																																							
	介護老人保健施設 ハワイ信生苑	湯梨浜町はわい温泉 58-5																																																							
	居宅介護支援事業所 キラリ	倉吉市見日町 491																																																							
	アロハ居宅介護支援センター あずま園	湯梨浜町光吉 107-35																																																							
	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根 55-233																																																							
	ライフケア居宅介護支援事業所	湯梨浜町田後 224-1																																																							
	在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井 300																																																							
	ホームケアサポートサービス Esola	湯梨浜町長江 310-76																																																							
	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	北栄町土下 123-1																																																							
	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町 452																																																							
	いきいき居宅介護支援事業所	米子市灘町 3-65																																																							
	【直営分】																																																								
	<table><tr><th>項 目</th><th>内 訳</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td rowspan="6">介護予防・生活支援サービス事業</td><td>介護予防相当サービス （介護予防相当サービス）</td><td>14</td><td>14</td><td>18</td><td>16</td><td>11</td></tr><tr><td>筋力向上トレーニング事業</td><td>179</td><td>183</td><td>186</td><td>144</td><td>144</td></tr><tr><td>ミニデイサービス事業</td><td>54</td><td>66</td><td>63</td><td>26</td><td>19</td></tr><tr><td>元気力アップ教室</td><td>16</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>脳活トレーニング事業</td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td>23</td></tr><tr><td>介護予防支援</td><td>22</td><td>23</td><td>17</td><td>19</td><td>18</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>335</td><td>285</td><td>304</td><td>284</td><td>215</td></tr></table>						項 目	内 訳	H29	H30	R1	R2	R3	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防相当サービス （介護予防相当サービス）	14	14	18	16	11	筋力向上トレーニング事業	179	183	186	144	144	ミニデイサービス事業	54	66	63	26	19	元気力アップ教室	16	18				脳活トレーニング事業				15	23	介護予防支援	22	23	17	19	18	計		335	285	304	284	215
	項 目	内 訳	H29	H30	R1	R2	R3																																																		
	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防相当サービス （介護予防相当サービス）	14	14	18	16	11																																																		
		筋力向上トレーニング事業	179	183	186	144	144																																																		
		ミニデイサービス事業	54	66	63	26	19																																																		
		元気力アップ教室	16	18																																																					
脳活トレーニング事業					15	23																																																			
介護予防支援		22	23	17	19	18																																																			
計		335	285	304	284	215																																																			

	※介護予防ケアマネジメント（介護予防相当サービス）、介護予防支援は実人数。それ以外は延べ人数 ※元気力アップ事業は令和元年度は一般介護予防事業に移行し、ケアマネジメント対象外として実施。健康推進課の運動教室と参加者や実施内容が共通する部分が多かったため、令和2年度から事業を整理・廃止し、参加希望者は健康推進課が実施するつみたて貯筋運動教室に移行していただいた。 ※令和2年度から新たに脳活トレーニング事業を開始。令和3年度に介護保険特別会計の事業に移行。
評価	新型コロナウイルス感染症により、新規対象者への勧奨が難しかったこともあり、筋力向上トレーニング事業・ミニデイサービス事業は昨年度に引き続き、令和元年度に比べて利用者数が大幅に減少している。 要支援者及び総合事業対象者に対するサービスの選択肢が増えたことから、対象者の状態・意向等により最も適したサービスを選択する必要がある。介護保険制度の基本理念である「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」の観点から、インフォーマルサービスや地域での介護予防活動も積極的に活用し、利用者の生活の質の維持、改善に向けたケアプラン作成が必要である。

2 筋力向上トレーニング事業

事業内容	理学療法士の指導の下、高齢者向けのマシンを活用し高齢者の動作性・体力の向上を図る。																																																																																																	
計画	【計画値】延 2,900 人 【予算】（社 協）週 2 筋トレ 24 回×4 期 週 1 筋トレ 12 回×4 期 卒トレ 12 回×2 期 （サンテ東郷）週 1 筋トレ 12 回×4 期																																																																																																	
実績	【参加人数】延 1,553 人 【期別参加実人数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th colspan="4">H30</th><th colspan="4">R1</th></tr> <tr> <th>月</th><th>4～6</th><th>7～9</th><th>10～12</th><th>1～3</th><th>4～6</th><th>7～9</th><th>10～12</th><th>1～3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 2 回</td><td>13 人</td><td>14 人</td><td>19 人</td><td>18 人</td><td>16 人</td><td>15 人</td><td>18 人</td><td>15 人</td></tr> <tr> <td>週 1 回</td><td>12 人</td><td>15 人</td><td>17 人</td><td>18 人</td><td>17 人</td><td>17 人</td><td>19 人</td><td>17 人</td></tr> <tr> <td>卒業者支援</td><td>27 人</td><td>27 人</td><td>21 人</td><td>29 人</td><td>19 人</td><td>22 人</td><td>24 人</td><td>30 人</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th colspan="4">R2</th><th colspan="4">R3</th></tr> <tr> <th>月</th><th>4～6</th><th>7～9</th><th>10～12</th><th>1～3</th><th>4～6</th><th>7～9</th><th>10～12</th><th>1～3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週 2 回</td><td>11 人</td><td>15 人</td><td>15 人</td><td>16 人</td><td>10 人</td><td>12 人</td><td>13 人</td><td>10 人</td></tr> <tr> <td>週 1 回</td><td>16 人</td><td>15 人</td><td>15 人</td><td>16 人</td><td>13 人</td><td>13 人</td><td>17 人</td><td>16 人</td></tr> <tr> <td>卒業者支援</td><td>23 人</td><td>21 人</td><td>20 人</td><td>23 人</td><td>21 人</td><td>21 人</td><td>19 人</td><td>19 人</td></tr> </tbody> </table> ※新型コロナウイルス感染症の影響により、ル・サンテリオン東郷は4月・5月・8月、2月及び3月は事業を中止し、代替えとして訪問や電話等により個別支援を行った。								年度	H30				R1				月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	週 2 回	13 人	14 人	19 人	18 人	16 人	15 人	18 人	15 人	週 1 回	12 人	15 人	17 人	18 人	17 人	17 人	19 人	17 人	卒業者支援	27 人	27 人	21 人	29 人	19 人	22 人	24 人	30 人	年度	R2				R3				月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	週 2 回	11 人	15 人	15 人	16 人	10 人	12 人	13 人	10 人	週 1 回	16 人	15 人	15 人	16 人	13 人	13 人	17 人	16 人	卒業者支援	23 人	21 人	20 人	23 人	21 人	21 人	19 人	19 人
年度	H30				R1																																																																																													
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3																																																																																										
週 2 回	13 人	14 人	19 人	18 人	16 人	15 人	18 人	15 人																																																																																										
週 1 回	12 人	15 人	17 人	18 人	17 人	17 人	19 人	17 人																																																																																										
卒業者支援	27 人	27 人	21 人	29 人	19 人	22 人	24 人	30 人																																																																																										
年度	R2				R3																																																																																													
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3																																																																																										
週 2 回	11 人	15 人	15 人	16 人	10 人	12 人	13 人	10 人																																																																																										
週 1 回	16 人	15 人	15 人	16 人	13 人	13 人	17 人	16 人																																																																																										
卒業者支援	23 人	21 人	20 人	23 人	21 人	21 人	19 人	19 人																																																																																										
評価	新型コロナウイルス感染症により、新規対象者への勧奨が難しかったことや参加自粛、実施回数の減少もあり、昨年度に引き続き、令和元年度（延 2,058 人）と比べて延参加人数が大幅に減少している。次年度も同様の傾向が続く可能性があるが、事業所等との連携により、感染予防対策を行いながらの事業実施や、介護予防が必要な方にタイムリーに情報提供・紹介できる体制が必要。																																																																																																	

3 ミニデイサービス事業

事業内容	閉じこもりがちな人に、集団によるレクリエーションや運動指導・機能訓練を行い、閉じこもりや物忘れなどを予防する。			
計 画	【計画値】延 1,920 人 【予算】（あずま園）40 人、週 1 回			
実 績	【参加人数】延 571 人 【参加実人数】			
	年度	H30	R1	R2
	あずま園	51 人	50 人	18 人
	みやがわ温泉保養所	15 人	13 人	
※令和元年 9 月末でみやがわ温泉保養所は閉所のため、令和 2 年度からはあずま園のみで実施。				
評 価	新型コロナウイルス感染症により、新規対象者への勧奨が難しかったことや参加自粛もあり、昨年度に引き続き、令和元年度までに比べて延参加人数が大幅に減少している。次年度も同様の傾向が続く可能性があるが、事業所等との連携により、感染予防対策を行いながらの事業実施や、基本チェックリストを有効活用し、サービスを必要とする対象者の早期発見のための訪問活動を継続していく必要がある。 また、平成 28 年度からの総合事業の実施に伴い、要介護認定を必要としない通所介護相当サービスが定着し、ミニデイサービス事業から通所介護相当サービスへの移行も容易になったことから、ミニデイサービス事業の通所介護相当サービスへの統合も含めて検討していく必要がある。			

4 脳活トレーニング事業（新規事業）

事業内容	認知機能の低下が見込まれる高齢者等に対し、理学療法士等専門職員の指導のもと、運動・知的活動・座学を効果的に組み合わせた認知症予防教室を実施し、認知・運動機能の低下を予防する。		
計 画	【計画値】延 384 人 【予算】（あずま園）8 人（サンテ東郷）8 人、週 1 回×6 カ月		
実 績	【参加人数】延 300 人 【参加実人数】		
	年度	R2	R3
	あずま園	8 人	11 人
	サンテ東郷	6 人	12 人
評 価	コロナ禍ではあったが、物忘れタッチパネルを有効活用し、サービスを必要とする対象者に対し、早期に認知・運動機能の低下予防プログラムを導入することで、対象者の認知・運動機能の低下予防につながった。 ※令和 3 年度に介護保険特別会計の事業に移行。		

5 温泉トレーニング助成事業

事業内容	介護が必要とならないための体力を養うため、足腰に負担のかかりにくい温水プールを利用した体力づくりを支援する。					
計 画	【計画値】25人（龍鳳閣で実施）					
実 績	【申請人数】					
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	申請人数	33人	26人	22人	7人	16人
	※新型コロナウイルス感染症の影響により、8月、1～3月は龍鳳閣が休館となったため、それに伴って事業も中止となった。					
評 価	新型コロナウイルス感染症の影響により、8月及び1月～3月に事業が中止となったため、昨年度に引き続き利用実績は少なかったものの、広報による周知により申請人数は昨年度と比較して増加した。					

6 介護予防講演会

事業内容	総合事業対象者等に対し、運動や口腔・うつ等の介護予防に対する講演を通じて、介護予防に対する理解を深める。			
計 画	【予算】・介護予防講演会 ・健口機能向上講演会（年3回）			
実 績	【開催実績】			
	期 日	内 容	場 所	人数
	9月22日	タッチパネル 血管年齢測定 講演 澤 晶子氏	中央公民館	79人
	10月28日	口腔機能について 藤井政雄記念病院：市来歯科医師 三朝温泉病院：荒尾和子ST 県歯科医師会：西尾歯科衛生士、 中部歯科医師会：岡歯科衛生士、 広域連合：高橋保健師	方地地区 公民館	22人
	11月11日	口腔機能について くにたけ歯科クリニック：国竹歯科医師 三朝温泉病院：荒尾和子ST 県歯科医師会：西尾歯科衛生士 中部歯科医師会：岡歯科衛生士 広域連合：高橋保健師	国信地区 公民館	8人
	11月18日	口腔機能について ちか歯科クリニック：近医師、歯科衛生士 三朝温泉病院：荒尾和子ST 中部歯科医師会：岡歯科衛生士 広域連合：高橋保健師	はわい温泉 会館	18人
	1月9日	日常生活における腰痛予防 朝温泉病院リハビリテーション課 副課長 荒井章夫氏	ハワイアロ ハホール	72人
評 価	新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な実施ができなかったが、関係課と連携し、昨年度より実績は増加した。引き続き参加者の興味ある内容を検討して実施していく必要がある。			

7 介護予防教室

事業内容	運動・口腔・栄養について各地域のサロン等で介護予防教室を実施する。					
計 画	・依頼があれば随時開催					
実 績	【開催実績】					
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	実施回数	29 回	20 回	30 回	8 回	14 回
	参加人数	734 人	480 人	596 人	104 人	159 人
評 価	各地域サロンなどから教室依頼があり実施している。新型コロナウイルス感染症により、昨年に比べて実施回数・参加者は増加した。毎年同じ地域からの依頼が多く今後は今まで実施していない地域サロンと連携していくことが必要。					

8 介護予防・健康づくりリーダー（ゆりりんメイト）

事業内容	5 年の養成期間が終了したゆりりんメイトが、ボランティアとして地域の自主的な介護予防活動や健康づくり活動の指導や支援を行うことにより、地域の支え合い活動の充実を図り、次代に合った地域づくりを推進する。
計 画	・ゆりりんメイトのスキルアップやモチベーションアップのための研修会や交流会の開催
実 績	12 月 2 日交流会の開催 参加者 27 人
評 価	ゆりりんメイトの交流会を開催し、コロナ禍でのサロン運営の留意点やサロン活動・フレイル予防の意義について話を聞いたり、実際のサロン活動の様子をリーダーに紹介してもらうなど、今までサロン活動を実際にすることがないゆりりんメイトにもモチベーションアップにつながる会となった。また、グループワークも行い、サロン活動についての意見交換を行うことができた。 1 月 27 日に予定していた研修会新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

9 短期集中型サロン活動支援事業

事業内容	地域のサロン等に、町職員・ゆりりんメイトが出向き、3 ヶ月程度集中してサロン活動を支援していき、地区の介護予防の充実を図り健康な地域づくりを推進する。
計 画	・3 ヶ月、毎週 1 回 1～2 時間程度／年間 3 団体程度
実 績	【開催実績】 田後南部 11 月～1 月 計 5 回開催 参加者 66 人
評 価	新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに実施を希望する団体は 1 団体のみで実施予定（2 週間に 1 回、8 回コース）だったが、6 回目以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

10 地域介護予防活動支援補助金

事業内容	主に 65 歳以上の高齢者で、月 2 回以上定期的に運動・体操を含めた活動を行う団体が継続的に活動できるよう支援を行う。				
計 画	【予算】・令和 2 年度からの継続 1 1 団体 ・令和 3 年度新規申請団体 3 団体				
実 績	【申請団体】 継続団体 7 団体 再開 2 団体				
	申請団体名	人数	1 回あたり 補助額	頻度	補助金
	舎人地区ふれあいサロン	20 人	3,000 円	週 1 回 (年 47 回)	141,000 円
	門田寿会	18 人	3,000 円	月 2 回 (年 18 回)	54,000 円
	長瀬中部クラブ	13 人	2,000 円	月 2 回 (年 24 回)	48,000 円
	国信ゆりりんクラブ	12 人	2,000 円	月 2 回 (年 20 回)	40,000 円
	長瀬中央花みずき	9 人	1,000 円	月 2 回 (年 15 回)	15,000 円
	はわい温泉いきいきサロン	12 人	2,000 円	月 2 回 (年 24 回)	48,000 円
	石脇サロンいろりばた	6 人	1,000 円	月 2 回 (年 24 回)	24,000 円
	東田後悠々クラブ	10 人	2,000 円	月 2 回 (年 6 回)	7,730 円
	サロン笑夢	10 人	2,000 円	月 2 回 (年 5 回)	10,000 円
	計				387,730 円
※新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度はサロン活動を中止していた団体が 2 団体再開された。					
評 価	コロナ禍ではあるが、再開した団体が 2 団体あった。新規申請団体はなかったが、各団体がコロナ感染予防対策を行いながら活動した。				

11 食の自立支援事業

事業内容	自宅で炊事が困難な方に、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに見守りを行うため、町社会福祉協議会が実施している「まごころ配食」を支援する。					
計 画	【計画値】 6,200 食 ・登録者 42 名、延 6,027 食の配食を予定					
実 績	【配食実績】					
	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	対象者数	39 人	41 人	45 人	42 人	39 人
	年間食数	5,801 食	6,535 食	5,938 食	6,027 食	4,625 食
評 価	地域によってはまごころ配食以外の選択肢がない地域もあり、見守りが必要な世帯もあるため、事業の必要性は高まっている。令和 3 年度は毎日利用されていた方が施設入所されて廃止となったケースが多かった。また、新規利用の方は毎日利用ではなく週 1 日、週 2 日利用の方が多く、食数が減少した。					

②在宅医療・介護連携を図るための体制整備

12 在宅医療・介護連携推進事業

事業内容	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する連携体制の構築を推進する。
計 画	・資源マップ掲載・更新 ・「しよいやの会」開催 ・「医療介護連携にかかるアンケート」の実施 ・「中部圏域入退院調整手順」の管理 ・関係団体との連携 ・「1市4町・中部福祉保健局・医師会担当者会」開催
実 績	【開催実績等】 1市4町、中部福祉保健局、中部医師会で担当者会を開催し、平成30年度から8つの事業項目について実施している。 (ア) 地域の医療・介護の資源の把握 資源マップホームページ掲載、更新 (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出等対応策の検討 コロナ禍における入退院支援アンケートの実施 (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進 (イ)と同じ (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 ・「中部圏域入退院調整手順」の運用、コロナ禍における入退院支援アンケートの実施 (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 地域包括支援センターにおける相談支援業務 (カ) 医療・介護関係者の研修 各関係団体が実施する研修会との連携 (キ) 地域住民への普及啓発 資源マップをホームページにアップし、情報提供をしていく。 (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 1市4町、中部福祉保健局、中部医師会担当者会を開催し、8項目の実施状況の確認等話し合っている。
評 価	令和3年度は、コロナ禍ではあったが、Zoomを使用し、医療・介護関係者の研修会（しよいやの会）をオンラインで開催した。第1回はコロナ禍における入退院支援アンケートをもとに意見交換を実施、各職能団体のそれぞれの立場で活発な意見交換ができた。第2回は在宅医療・介護連携の先進地である滋賀県近江地区の連携についての取り組み、新型コロナウイルス感染症（クラスター発生時）の取り組みについて講演を聞き、知識を深めることができた。

目標 2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・
生活支援体制整備の推進

①地域ケア会議等の推進

13 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業内容	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、社会資源の活用を含め包括的・継続的なケアが推進されるように、医師・介護支援専門員など多種職の連携やケアの質の向上支援・情報交換を行う。			
計 画	・地域ケア会議（毎月1回） ・ケアマネネットワーク会議（隔月1回）			
実 績	【開催実績】 ① ケアマネネットワーク会議（隔月1回 第3水曜日）			
	開催月	主な研修内容		
	5月	今年度の湯梨浜町地域包括支援センターの取組について		
	7月	多機関の協働による包括的支援体制構築事業について		
	11月	権利擁護研修「わたしの未来ノート」について		
	1月	法令に基づいたケアマネジメントについて		
	3月	口腔ケアについて 地域ケア会議の取り組みについて		
	※9月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。			
	② 町内医療機関との連携会議 医師・歯科医師 3月16日			
	③ 地域ケア会議の開催（毎月1回・第3火曜日）			
		日時	参加数	内容
	第1回	4月20日（火）13：30～15：00	16名	新規要支援者の個別ケース③事例
	第2回	6月18日（火）13：30～14：30	13名	新規要支援者の個別ケース②事例
	第3回	6月15日（火）13：30～14：30	14名	新規要支援者の個別ケース②事例
	第4回	7月20日（火）13：30～14：30	13名	新規要支援者の個別ケース②事例
第5回	8月17日（火）13：30～14：00	10名	新規要支援者の個別ケース①事例	
第6回	9月21日（火）13：30～15：00	14名	新規要支援者の個別ケース①事例 困難事例①	
第7回	10月19日（火）13：30～14：30	13名	新規要支援者の個別ケース②事例	
第8回	11月16日（火）13：30～15：00	16名	新規要支援者の個別ケース③事例	
第9回	12月21日（火）13：30～15：30	14名	新規要支援者の個別ケース①事例	
第10回	1月18日（火）13：30～15：00	9名	新規要支援者の個別ケース③事例	
第11回	2月15日（火）13：30～15：00	9名	新規要支援者の個別ケース③事例	
第12回	3月15日（火）13：30～15：00	9名	新規要支援者の個別ケース③事例	
	（参加者） 計 150名		（事例） 計 27ケース	
評 価	コロナ禍のため、医療機関の先生や社協職員、担当ケアマネの参加ができないことがほとんどで、書面での照会となってしまった。質問等をして不明なことも多く、効果的な地域ケア会議の開催とは言い難い。会議後にモニタリングという形で、会議で検討した内容や専門職の助言を伝えるようにし、利用者が自立した生活が送れるようにしているが、要介護になるケースが多く（会議の該当者以外でも）、自立支援が目指せていないように思う。			

②生活支援体制整備の推進

14 生活支援体制整備事業

事業内容	さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
計 画	・生活支援体制整備協議体の開催（年２回） ・旧町村単位での第２層生活支援体制整備について町社協へ委託
実 績	【開催状況等】 ・生活支援体制整備協議体 （第１回）令和３年１１月２４日（木） ・第１層及び第２層生活支援コーディネーターの活動報告について ・地域が抱える課題等について（グループワーク） （第２回）令和４年２月２８日（金） 【第２層生活支援体制整備】 ・第１層と２層の情報交換会を年２回実施。 ・１２月８日小地域ネットワーク会議で共助交通についての研修を開催。支え合いマップの作成、住民避難訓練、地区サロン等を通じて地域での助け合い活動の普及、啓発など他の活動も同様に例年どおりには進めることができなかった。
評 価	第１層及び第２層協議体を開催し、事業の方針の検討や、地域での取り組み状況について共有を図った。今年度は特に共助交通について推進していくこととし、１２月８日に共助交通をテーマに湯梨浜町社会福祉協議会と共催し、小地域ネットワーク研修が開催できたのはよかった。

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

①相談・支援体制の強化

15 総合相談支援事業

事業内容	高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。					
計 画	【計画値】年間 820 件					
実 績	【相談実績】					【件数】
	項 目	H29	H30	R1	R2	R3
	総合相談《窓口・電話等》	726	578	531	482	488
評 価	相談内容としては、介護保険申請、権利擁護（成年後見制度）の相談が特に多いように思う。新型コロナ感染の影響で閉じこもりや認知機能の低下、活動量の低下などにより介護保険の申請につながったのではないかと考える。					

16 介護カススキルアップ教室

事業内容	在宅生活を続けるためには、介護サービスの利用だけでなく、家族による支援が欠かせないことから、介護に関する知識や介護の基本的技術を学ぶ機会を提供する。
計 画	年 5 回程度実施
実 績	【実施状況】実施なし
評 価	新型コロナ感染の状況を見て講座の開催（1 回）を計画したが、開催直前に感染が拡大してしまい、開催を見送った。開催にあたっての関係事業所の協力がとてもあり、開催が中止になったのは残念に思う。

②介護予防事業対象者の実態把握

17 介護予防対象者把握事業

事業内容	65 歳以上の方を対象に基本チェックリストを実施し、総合事業対象者の把握を行う。					
計 画	・ 65 歳以上（要介護、要支援認定者、事業対象者を除く）の約 4,000 人を対象					
実 績	【実施状況】					
		H29	H30	R1	R2	R3
	対象者数	4,080 人	4,035 人	4,111 人	4,159 人	4,190 人
	回答者	3,870 人	3,873 人	3,886 人	3,282 人	2,830 人
	回収率	94.9%	96.0%	94.5%	78.91%	67.5%
	事業対象者数	1,025 人	1,144 人	1,634 人	980 人	1,108 人
評 価	対象者への基本チェックリストの記入も定着化し、以前に比べ把握がしやすくなった。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により保健推進委員による配布・回収は行わず、郵便による配布・回収を行った。未回収者の状況把握の強化やチェック項目の記述について検討する必要がある。 これまでは介護予防事業対象者にのみ配布していた実施結果を、令和3年度から回答者全員に配布した。					

18 集団健診等タッチパネル実施

事業内容	町が行う集団健診等の機会をとらえ、こちらから声かけして物忘れチェックができるタッチパネルを実施した。																							
計 画	・町内年間健診 16回（8種目健診） ・サロン、イベント 3回（10月8日、11月4日、3月23日）																							
実 績 (見込)	【実施状況】 <table> <tr> <th></th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> <tr> <td>実施回数</td><td>20回</td><td>16回</td><td>21回</td><td>19回</td></tr> <tr> <td>実施人数</td><td>281人</td><td>249人</td><td>261人</td><td>185人</td></tr> <tr> <td>物忘れが始まっている可能性が疑われる者</td><td>20人 (7.1%)</td><td>10人 (4.0%)</td><td>55人 (21.1%)</td><td>48人 (18.4%)</td></tr> </table>					H30	R1	R2	R3	実施回数	20回	16回	21回	19回	実施人数	281人	249人	261人	185人	物忘れが始まっている可能性が疑われる者	20人 (7.1%)	10人 (4.0%)	55人 (21.1%)	48人 (18.4%)
	H30	R1	R2	R3																				
実施回数	20回	16回	21回	19回																				
実施人数	281人	249人	261人	185人																				
物忘れが始まっている可能性が疑われる者	20人 (7.1%)	10人 (4.0%)	55人 (21.1%)	48人 (18.4%)																				
評 価	集団健診時にタッチパネルを実施。参加者は元気な方が多く、認知機能低下が疑われる方の参加は少ないと思われる。物忘れの疑いがあるケースのフォローは継続していきたい。																							

目標 4 認知症施策の推進

①認知症の人やその家族にやさしい地域づくり・居場所づくり

19 認知症家族のつどい

事業内容	認知症高齢者を介護している家族が集い、介護相談や情報交換を行う。					
計 画	・認知症家族のつどいを毎月開催					
実 績	【開催状況】					
		H29	H30	R1	R2	R3
	延参加人数	45 人	46 人	68 人	35 人	23 人
	※新型コロナウイルス感染症の影響により、4 月は事業を中止したが、以降は感染予防に配慮し実施した。					
評 価	新しい参加者が増えるようケアマネとも連携して啓発を行っていく。また、1 市 4 町で実施している若年性認知症の本人の会（にっこりの会）については 2 カ月に 1 回開催されていたが、新型コロナウイルス感染予防のため、積極的な参加を控えた。今後も参加者と行政が連携しながら、「つどい」の活動がより充実するよう検討していく必要がある。					

20 オレンジカフェ

事業内容	認知症の人や介護者、地域の人が集まり情報交換をし、交流を深める。			
計 画	・ オレンジカフェを毎月開催			
実 績	【開催状況】			
	項目	R1	R2	R3
	団体数	125 人	11 人	34 人
評 価	令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、3 回のみの実施となった。			

21 認知症サポーター養成講座

事業内容	認知症の人や家族に対する理解を深める研修を行い、地域や職場などで見守りできる体制づくりを行う。					
計 画	【予算】・一般 300 人程度、小学生 100 人程度、中学生 160 人程度					
実 績	【開催状況】					
	項目	H29	H31	R1	R2	R3
	団体数	16 団体	14 団体	9 団体	2 団体	1 団体
	参加人数 (うち小学生)	257 人 (26 人)	281 人 (19 人)	235 人 (67 人)	14 人 (13 人)	14 人 (13 人)
	※新型コロナウイルス感染症の影響により、養成講座の実施はほとんどなかった。					
評 価	町内銀行、スーパーマーケット等での実施を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施に至らなかった。参加者の年齢層が高く、若い年齢層への啓発が必要。養成講座受講後のフォローが必要。					

22 認知症高齢者見守り支援事業

事業内容	認知症高齢者等が行方不明になった場合に備え、関係機関の情報共有が円滑に測れるよう事前の体制整備や早期発見のための対策、賠償保険への加入等の対策を講じることにより、高齢者等の生命及び身体の保護、介護する家族の不安解消を図る。	
計 画	- 認知症高齢者等事前登録制度 - 認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業 - 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	申請があれば随時登録 【予算】 年間 5 件程度 【予算】 年間 10 件程度
実 績	- 認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業 - 認知症高齢者等事前登録制度 - 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	2 件（累計 4 件） 4 件（累計 9 件） 5 件
評 価	ケアマネジャーや介護者家族に対して制度の啓発を図った。事業の活用により、安心して在宅介護ができる環境を整えるため、今後も啓発活動を継続していく。 令和 3 年度から新たな事業として、認知症高齢者等事前登録制度登録者で在宅で生活されている方について、町が契約して損害賠償保険に加入していただき、日常生活上の事故等により損害賠償責任を負った場合の補償を行うことで認知症高齢者が安心して生活できる環境を整備した。	

②認知症への早期対応

23 認知症総合支援事業

事業内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の配置と支援体制の構築、医療・介護・生活支援サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上。	
計 画	・ 認知症地域支援推進員の配置 (1 名) ・ 認知症初期集中支援チーム会議 (ケースがあれば随時開催) 1 ケース実施	
実 績	【実施状況】 ・ 認知症地域支援推進員 ・ 認知症家族のつどいへの参加 ・ 認知症疾患医療センター事業検討会を初めとする認知症関連の研修会への参加 ・ タッチパネル健診後の訪問活動の実施 ・ オレンジカフェの実施 ・ 認知症初期集中支援チーム会議・・・ 1 ケース実施	
評 価	相談があれば随時対応していく。	

目標 5 高齢者虐待の防止等

①虐待防止のための広報・普及啓発

24 権利擁護講演会

事業内容	高齢者虐待や権利擁護をテーマに、町民や福祉関係者向けの講演会を行い、虐待の防止や制度利用の普及を図る。
計 画	・講演会を年 1 回開催
実 績	【開催状況】 ・終活講演会 令和 3 年 11 月 16 日 講演：「わたしの未来ノート～大切な人に伝えたいこと～」 講師：ほうむ合同事務所 行政書士・P F 西川 洋一 氏 （参加人数） 35 人
評 価	自分らしく生きること重点を充てた終活についても、権利擁護を推進していくために必要なことであると考え、昨年度に引き続きエンディングノートについての講演会を計画した。

②ネットワーク構築

25 高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議

事業内容	民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行う。
計 画	・ネットワーク会議を年 2 回開催
実 績 (見込)	【開催状況】 ・高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議 （第 1 回）令和 3 年 7 月 19 日 （第 2 回）新型コロナ特別警報が発令されており、感染拡大防止の観点から集合会議は中止とし、書面での会議とした。
評 価	令和 3 年度は新型コロナ感染状況により、1 回の開催となってしまった。国や県からの調査結果をもとに虐待事例について意見交換を行ったり、施設での取り組みを共有したりし、虐待の発生が未然に防げるように取り組んだ。

令和 4 年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針

1. 第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

湯梨浜町で令和 3 年度から 3 年間を計画期間とする第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

本計画では、町が取り組んできた様々な施策の成果や課題、地域の実情を踏まえた上で「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、「地域共生社会の実現」をめざし、以下の目標を定めています。

第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 目標

目標 1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 介護給付等対象サービスの充実・強化
- (3) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保

目標 2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

- (1) 事業者への支援・指導によるサービスの質の向上
- (2) 地域ケア会議等の推進
- (3) 生活支援サービスの充実
- (4) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

目標 3 介護に取り組む家族等への支援の充実

- (1) 相談・支援体制の強化
- (2) 介護予防事業対象者の実態把握

目標 4 認知症施策の総合的な推進

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 早期発見、早期対応に向けた体制・連携強化
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

目標 5 高齢者虐待防止等の権利擁護の推進

- (1) 広報・普及啓発
- (2) ネットワーク構築
- (3) 行政機関連携
- (4) 相談・支援

目標 6 効率的・効果的な介護給付の推進

- (1) 介護サービス量の見込み
- (2) 介護保険料の設定
- (3) 制度の円滑運営のための仕組み
- (4) 介護サービス情報の公表
- (5) 介護保険制度の運用に関する PDCA サイクルの推進
- (6) 保険者機能強化推進交付金等の活用

目標 7 災害・感染症対策に係る体制整備

- (1) 災害対策に係る体制整備
- (2) 感染症対策に係る体制整備

2. 令和4度 事業実施方針

地域包括支援センター事業においては、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画における目標のうち、センターが直接関わる目標1～5について下記の通り事業を展開します。

目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・すべての高齢者を対象に閉じこもり予防や認知症予防、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防教室、介護予防講演会を実施します。
- ・要支援者及び事業対象者に対し、介護予防相当サービス、筋力向上トレーニング事業、ミニデイサービス事業、脳活トレーニング事業のほか、インフォーマルサービスの活用など、一人ひとりの状態にあったサービスを受けることができるよう支援します。
- ・短期集中ゆりりんサロン、地域介護予防活動支援補助金等により、身近な場所で介護予防ができる体制作りを支援します。

②在宅医療・介護連携の推進

- ・鳥取県中部の1市4町、中部福祉保健局、医師会や職能団体と連携し、多職種協働による在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。
- ・入退院調整手順・入院時連携シートを活用した取り組みとあわせて、医師、歯科医師、介護支援専門員等の関係する多職種による在宅医療・介護連携のための意見交換会を開催します。

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

①地域ケア会議等の推進

- ・多職種協働により個別事例の検討を行う地域ケア会議を継続して実施し、自立支援型のケアマネジメントや地域のネットワークの構築、地域課題の抽出を行います。
- ・地域ケア会議で抽出された個別課題や地域課題の把握と解決策の検討を行い、課題解決に向けた取り組みを進めます。
- ・介護支援専門員の支援と質の向上を図るため、ケアマネネットワーク会議を継続的に定期開催します。

②生活支援体制整備の推進

- ・第2層の生活支援コーディネーター、第2層協議体の設置により、地域における困りごとの把握や地域資源の発掘を行い、それぞれの地域にあった助け合い・支え合い活動を推進します。
- ・高齢者自身が生活支援の担い手として社会的参加・社会的役割を持ち、生きがいをもって生活できる体制作りを推進します。

目標 3 介護に取り組む家族等への支援の充実

①相談・支援体制の強化

- ・高齢者やその家族など支援を必要とする人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、地域住民や協力団体等が普段の関わりの中で見守りや助け合いをしていく地域包括ネットワークの構築を行い、地域包括支援センターの相談・支援機能を強化・充実します。
- ・地域包括支援センターを始め、様々な関係者が十分に連携して介護者支援を推進できる体制を整え、介護者のニーズに応じた支援につなげることで介護負担軽減を図っていきます。

②介護予防事業対象者の実態把握

- ・基本チェックリストの実施や包括支援センター職員による訪問により、予防事業対象者を早期に発見し、高齢者の支援を行うことで高齢者の家族の負担を軽減します。

目標 4 認知症施策の総合的な推進

①普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの配布により、地域住民の認知症への対応や理解を深めます。
- ・認知症の家族の情報交換や相談・助言を行う「認知症家族のつどい」や認知症の人やその介護者が集う「オレンジカフェ」を引き続き実施します。
- ・「認知症高齢者等事前登録制度」を実施し、万一の緊急時に家族及び関係機関との情報共有が円滑に図れる体制整備を行います。

②早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化

- ・医療・介護サービスが受けられていない、または中断して対応に苦慮してる等の方に対し、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」による包括的・集中的支援を行います。

目標 5 高齢者虐待の防止等の権利擁護の推進

①広報・普及啓発

- ・高齢者虐待や相談窓口の周知を図ることで、虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、高齢者支援の対象者に対して、高齢者虐待について研修を実施し、普及啓発を図ります。

②ネットワーク構築

- ・「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行います。

令和4年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針に基づいた事業計画

令和4年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針に基づき、下記のとおり事業を展開します。

目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援事業	要介護状態等になることを予防するため、総合事業対象者及び要支援認定者に対するケアマネジメントを行い適切なサービスの調整を行う。	(委託分・1月あたり) ・介護予防ケアマネジメント 45件 ・介護予防支援 80件	6,706,000	6,263,980
筋力向上トレーニング事業	理学療法士の指導の下、マシンを活用し高齢者の動作性・体力の向上を図る。	【計画値】延2,900人 ・(社協)週2筋トレ 24回×4期 ・(社協)週1筋トレ 12回×4期 ・(社協)卒トレ 12回×4グループ×2サイクル ・(サンテ東郷)週1筋トレ 12回×4期	8,756,000	8,153,584
ミニデイサービス事業	閉じこもりがちな人に、集団によるレクリエーションや運動指導・機能訓練を行い、閉じこもりや物忘れなどを予防する。	【計画値】延1,440人 ・(あずま園)30人、週1回	2,614,000	1,544,895
脳活トレーニング事業	運動機能が低下して来た人に、運動指導員等の指導のもと、体操等の介護予防運動を行い、膝痛や腰痛等を軽減しながら体力をつけていく。	【計画値】延768人 16人(24回×2期) ・あずま園、サンテ東郷で実施	2,756,000	2,117,193
温泉トレーニング助成事業	介護が必要とならないための体力を養うため、足腰に負担のかかりにくい温水プールを利用した体力づくりを支援する。	【計画値】25人 ・龍鳳閣で実施	102,000	24,226
介護予防講演会	総合事業対象者等に対し、運動や口腔・うつ等の介護予防に対する講演を通して、介護予防に対する理解を深める。	・介護予防講演会(年3回) ・健口機能向上講演会(年3回)	73,000	28,665
介護予防教室	運動・口腔・栄養について各地域のサロン等で介護予防教室を実施する。	・依頼があれば随時開催	0	0
介護予防・健康づくりリーダー(ゆりりんメイト)	ボランティアとして地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導や支援を行っていく介護予防・健康づくりリーダーを養成することにより、地域の支え愛活動の充実を図り、時代に合った地域づくりを推進する。	ゆりりんメイトのスキルアップやモチベーションアップを目的とした交流会や研修会の開催	44,000	28,947
短期集中型サロン活動支援事業	地域のサロン等に、町職員・ゆりりんメイトが出向き、3ヶ月程度集中してサロン活動を支援していく、地区の介護予防の充実を図り健康な地域づくりを推進する。	・3ヶ月、毎週1回又は2週に1回コースより選択 ・年間3団体程度	0	0
地域介護予防活動支援補助金	主に65歳以上の高齢者で、月2回以上定期的に運動・体操を含めた活動を行う団体が継続的に活動できるよう支援を行う。	・令和3年度からの継続 9団体 ・令和4年度新規申請団体 3団体	772,000	387,730
食の自立支援事業	独居又は高齢者自宅で炊事が困難な方に、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに見守りを行うため、町社会福祉協議会が実施している「まごころ配食」を支援する。	・登録者40名、延6,200食の配食を予定	1,544,000	1,278,000

②在宅医療・介護連携の推進

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する連携体制の構築を推進する。	・資源マップの更新 ・「しよいやの会」開催 ・「医療介護連携にかかるアンケート」、 「一次・二次連携」の実施 ・「中部圏域入退院調整手順」の管理 ・関係団体との連携 ・「1市4町・中部福祉保健局・医師会担当者会」開催	13,000	12,848

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

①地域ケア会議等の推進

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、社会資源の活用を含め包括的・継続的なケアが推進されるように、主治医・ケアマネなど多種職の連携や介護支援専門員向上の支援や情報交換を行う。	・地域ケア会議(毎月1回) ・ケアマネネットワーク会議(年6回)	0	0

②生活支援体制整備の推進

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
生活支援体制整備事業	さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	・生活支援体制整備協議体の開催(年3回) ・旧町村単位での第2層生活支援体制整備について町社協へ委託	2,944,000	2,552,870

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

①相談・支援体制の強化

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
総合相談支援事業	高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。	【計画値】年間820件	0	0

②介護予防事業対象者の実態把握

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
介護予防把握事業	65歳以上の方を対象に基本チェックリストを実施し、総合事業対象者の把握を行う。	・65歳以上(要介護、要支援認定者、事業対象者を除く)の約4,100人を対象	717,000	797,545
集団健診タッチパネル実施	町が行う集団健診やイベント等で物忘れチェックができるタッチパネルを実施する。	・町内年間健診 16回(8種目健診等) 10回(レディース健診) - 計26回実施 ・サロンやイベントで希望があれば実施	0	0

目標4 認知症施策の総合的な推進

①普及啓発・本人発信支援

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
認知症家族のつどい	認知症高齢者を介護している家族が集い、介護相談や情報交換を行う。	・認知症家族のつどいを毎月開催	132,000	75,500
オレンジカフェ	認知症の方やその介護者、地域の人が集まり、お茶を飲みながら交流する場を開催。	オレンジカフェを毎月開催	—	—
にっこりの会	若年性認知症の方やその介護者を対象とした集まりで、参加者同士の交流や情報交換を行う。	鳥取県若年性認知症サポートセンターと中部管内1市4町により2カ月に1回開催	—	—
認知症サポーター養成講座	認知症の人や家族に対する理解を深める研修を行い、地域や職場などで見守りできる体制づくりを行う。	・一般 200人程度 ・小学生 100人程度 ・中学生 130人程度	16,000	0
認知症高齢者等事前登録制度	早期発見に必要な情報や写真を事前に登録し、台帳を作成。長寿福祉課(地域包括支援センター)及び総務課、倉吉警察署の3か所で保管し、緊急時に活用する。	・申請があれば随時登録	—	—
認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業	位置情報検索機器(専用端末)を利用契約する際、その初期費用の一部を助成する。	・年間5件程度	25,000	10,000
認知症高齢者等個人賠償保険(新規)	認知症高齢者等事前登録制度の登録者を被保険者とし、日常生活上の事故等により損害賠償責任を負った場合の補償をする。	・年間10件程度	20,000	8,550

②早期対応・早期対応に向けた体制・連携強化

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
認知症総合支援事業	認知症が疑われる者に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の配置と支援体制の構築、医療・介護・生活支援サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上。	・認知症地域支援推進員の配置(1名) ・認知症初期集中支援チーム会議(ケースがあれば随時開催) ・認知症ケアパスの印刷・配布	1,675,000	1,573,441

目標5 高齢者虐待の防止等

①広報・普及啓発

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
権利擁護講演会	高齢者虐待や成年後見制度をテーマに、町民や福祉関係者向けの講演会を行い、虐待の防止や制度利用の普及を図る。	・年1回開催	36,000	12,000

②ネットワーク構築

事業名	内容	計画	R4予算	R3決算
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行う。	・ネットワーク会議を年2回開催	34,000	7,200

（湯梨浜町）介護予防支援介護予防ケアマネジメント・委託事業所一覧

資料-6

No.	事業者名称	事業所名称	住所	事業者番号	備考
1	医療法人専仁会	介護老人保健施設 ハワイ信生苑	湯梨浜町はわい温泉58-5	3171400322	H30. 4～契約
2	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	湯梨浜町泊1085-1	3171400561	H30. 4～契約
3	合同会社烏龍舎	ホームケアサポートサービスEsola	湯梨浜町長江310番地76	3171400991	H30. 11～契約
4	特定非営利法人 一粒の麦	居宅介護支援事業所キラリ	倉吉市見日町491	3170300507	H30. 4～契約
5	医療法人清和会	在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井300	3170300317	H30. 10～契約
6	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	3170300622	H30. 4～契約
7	社会医療法人仁厚会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	北栄町土下123-1	3171400280	R1. 12～契約
8	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷	湯梨浜町野花443-1	3171400116	H30. 4～契約
9	株式会社ライフケア湯梨浜	ライフケア居宅介護支援事業所	湯梨浜町田後224-1	3171400967	R1. 8～契約
10	社会福祉法人みのり福祉会	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町492-1	3170300770	R2. 3～契約
11	社会福祉法人中部福祉会	アロハ居宅介護支援センターあずま園	湯梨浜町光吉107-35	3171400850	H30. 4～契約
12	合同会社くるみの木	居宅介護支援事業所くるみの木	北栄町松神145-1	3171401023	R4. 5～契約

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

【計画策定の趣旨】

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、発達障がい等の理由で自分では判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が策定され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。この計画の中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、本町では新たに「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

基本計画は、上位計画に位置付けられる「第4次湯梨浜町総合計画」と調和し、「湯梨浜町地域福祉推進計画」と一体的に連動して取り組み、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」など、その他の関連計画との整合性を図ります。

基本計画の期間は、「湯梨浜町地域福祉推進計画」に準ずるものとします。今後、基本計画の見直しについては、「地域福祉推進計画」との整合性を図り、実施します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【現状と課題】

全国的に認知症高齢者や障がい者手帳保持者の増加が進んでいる中、本町における認知症高齢者数は、令和2年度末で776人、ひとり暮らし高齢者世帯数は1045世帯、高齢者世帯数は743世帯と、年々増加傾向にあります。また、障がい者数では、大幅な増減はないものの、精神障がい者の数が増加傾向にあります。日常生活に支障がある人達の権利擁護支援のニーズが高まっており、相談件数、申立て支援件数ともに、年々増加傾向にあります。しかし、成年後見制度はこれ

らの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度につながっていない要因として、地域住民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかること、申立て費用や後見人等への報酬の支払いといった金銭的負担から利用したくない等が考えられます。

地域共生社会の実現（ノーマライゼーション）、意思決定支援（自己決定の尊重）、財産管理に留まらず、本人の意思を尊重した寄り添った支援（身上保護）といった成年後見制度の理念を重視し、認知症や障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用の必要な方が、適切に支援につながる体制の整備が求められています。

平成 25 年度、中部地区 1 市 4 町は、それまで専門的な相談支援に取り組んでいた一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と「中部成年後見支援センター運営事業」に関する委託契約を結び、成年後見制度の相談支援や家庭裁判所への申立支援、困難事案の法人後見受任等に取り組んできました。

また、成年後見制度を含む権利擁護支援に係わる中部地区の関係機関・団体が「中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議」を組織し、権利擁護の視点から情報共有と中部地区全体に共通する課題解決に取り組むとともに、制度の利用促進と相談支援体制の充実を図ってきました。

さらに、令和 2 年度には、国の成年後見制度利用促進基本計画に規定する中核機関を中部地区 1 市 4 町と一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉とで共同設置し、地域連携ネットワークが担う具体的機能について、中核機関連絡調整会議の場で継続協議を行っています。

●湯梨浜町の権利擁護（成年後見制度利用）に関する現状

地域包括支援センター成年後見制度相談・支援件数

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	8	10	3	4	8
申立支援	3	1	0	1	1
町長申立て	1	1	0	0	1

中部成年後見支援センター相談対応件数（高齢者・障がい者）

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見に関する相談	41	12	30	13	7
受任件数	8	7	8	7	5

成年後見制度の利用者数（令和 3 年 9 月 30 日現在）

法定後見			任意後見
後見	保佐	補助	0
28	8	5	

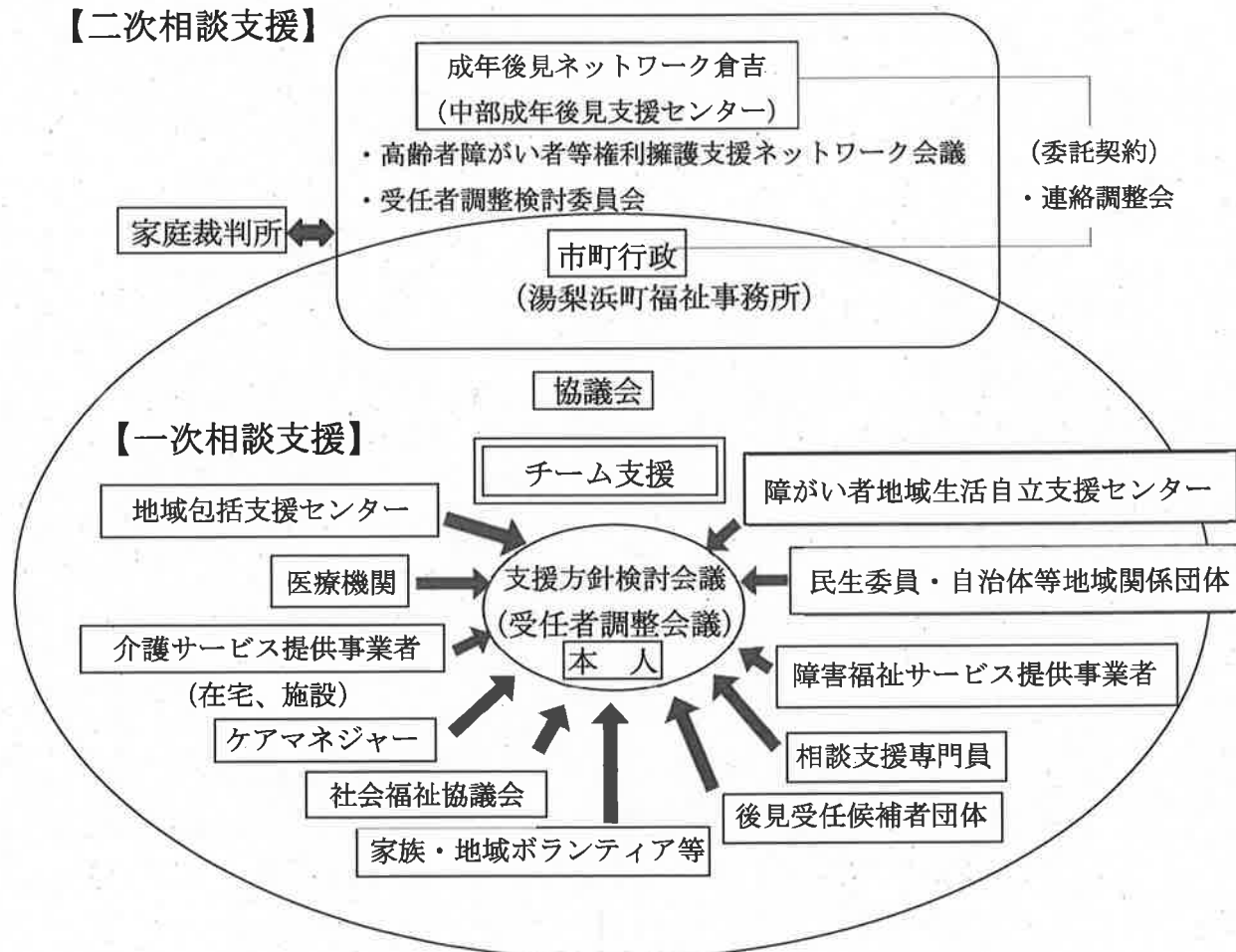
申立件数（家庭裁判所統計資料より）

	平成 28 年度	令和 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助	0	1	0	0	2
保佐	3	2	1	1	2
後見	5	2	0	3	6

【中核機関と地域連携ネットワークの取り組み】

【中核機関】

【二次相談支援】



【具体的な取り組み】

中核機関	一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と中部地区1市4町で合同設置をし、一次相談支援は各市町の担当課、二次相談支援は、成年後見ネットワーク倉吉の中部成年後見支援センターが実施します。
広報機能	・成年後見制度の利用、意思決定支援について、十分に理解されていない状況であることから、パンフレットの作成や広報誌、ホームページを活用し、広報活動を積極的に努めます。 ・講演会や研修会の開催、地域サロンでの紹介、出前講座を実施し、制度を正しく理解することができるよう努めます。
相談機能	・相談窓口の周知、充実を推進します。 相談窓口 湯梨浜町役場 湯梨浜町大字久留19番地1 長寿福祉課（地域包括支援センター） 総合福祉課 ・成年後見制度の利用を検討している人等の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を検討します。
成年後見制度 利用促進機能	・専門職団体と連携し、財産管理だけでなく意思決定支援や身上保護も重視した成年後見人等の受任者の調整に努めます。一次相談支援で対応が困難なケースについては、二次相談支援である成年後見ネットワーク倉吉が主体の受任者調整検討会議につなげます。 ・中核機関を中心に地域における各種専門職団体、関係機関の協力、連携の強化を図り、チームで検討するための支援方針検討会議の開催や、多職種間での地域課題の検討・調整・解決に向けての取り組みが図れるよう努めます。 ・地域住民が安心して利用ができるよう社会福祉協議会と連携し、法人後見事業の実施において取り組みます。 ・関係機関と連携し、市民後見人の養成及び育成を図ります。 ・社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ができるよう努めます。

後見人等支援機能	・ 審判の申立て費用や後見人等報酬助成制度の利用促進を図り、円滑な利用ができるように努めます（成年後見制度利用支援事業の充実）。 ・ 市民後見人が安心して活動ができるよう、活動に対する相談支援体制の整備やフォローアップ研修を実施し、地域の向上やモチベーションの維持を図れるよう取り組みます。 ・ 制度の利用が必要な地域住民について、本人の状況に応じて、本人にかかわる親族、地域の関係者、福祉・医療等の関係者が「チーム」として関わり、本人の意思を尊重した支援や成年後見人等を調整するため、町単位の協議会の設置を勧めます（一次相談支援体制の充実）。
不正防止	・ 親族後見人等が適切な支援ができるよう、地域連携ネットワークやチームでの見守り・支援を行い、理解不足や知識不足からくる不正の防止に取り組みます。 ・ 成年後見人等が本人に対して、経済的虐待や横領等の不適切な行為を把握した場合は、家庭裁判所等と連携し適切な対応を取ります。

【参考】

法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度の3類型

	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
せいねんこうけん 成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
せいねんこうけん 成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。